

「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行規則の一部を改正する命令」について

令和 4 年 10 月 11 日
復 興 庁

1. 題名

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行規則の一部を改正する命令

2. 意見公募手続の実施の有無

意見公募手続は実施しないこととする。

3. 意見公募を行わなかった理由

本件は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 46 号）の一部の施行に伴う改正であり、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 8 号に掲げる他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理に該当するため、意見の募集を行わないこととする。

4. 公布日・施行日

公布日：令和 4 年 10 月 11 日

施行日：安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

【参照条文】

○行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）抄

（意見公募手続）

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2・3 （略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一～七 （略）

八 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。

（結果の公示等）

第四十三条 命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定めた場合には、当該命令等の公布（公布をしないものにあつては、公にする行為。第五項において同じ。）と

同時期に、次に掲げる事項を公示しなければならない。

一～四 （略）

2～4 （略）

5 命令等制定機関は、第三十九条第四項各号のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しないで命令等を定めた場合には、当該命令等の公布と同時期に、次に掲げる事項を公示しなければならない。ただし、第一号に掲げる事項のうち命令等の趣旨については、同項第一号から第四号までのいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しなかった場合において、当該命令等自体から明らかでないときに限る。

一 命令等の題名及び趣旨

二 意見公募手続を実施しなかった旨及びその理由